

令和7年度島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化令」という。）並びに補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、国の地域自殺対策強化交付金（地域自殺対策強化事業）を活用し、地域の実情を踏まえて自主的に取り組む民間団体等の活動を支援することにより、地域における自死対策力を強化することを目的とする。

(交付先)

第3条 補助金は、知事が民間団体等に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付対象経費)

第4条 補助金は、令和7年度末までの間に民間団体等が行う自死対策に資する事業について、別表1に掲げる区分ごとに定めた経費を交付の対象とする。ただし、国、地方公共団体が実施する既存の補助制度等により、既に当該事業の全部又は一部について負担若しくは補助されている場合、当該事業については対象外とする。

(交付額の算定方法)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内において、次の各号により算出された額の合計額と、第4条に定める経費の実支出額（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）とを比較して少ない方の額とする。

(1) 民間団体等ごとの基準額

各年度、一団体あたり80万円

(2) 知事が必要と認めた額

2 前項により算出された額による各民間団体からの交付申請額の合計が、島根県が年度ごとに定める予算の範囲を超える場合は、次の各号の方法により交付額の調整を行うものとする。

(1) 交付申請のあった団体ごとに、基準額の範囲内の交付額の確保を優先する。

(2) 前号により団体ごとに基準額の範囲内の交付額を確保した場合、その合計額がなお予算の範囲を超える場合にあっては、当該予算を超える額を、交付申請を行った団体ごとに交付申請額の比率に応じ減じた額を交付する

ものとする。

- (3) 第1号により、団体ごとに基準額の範囲内の交付額を確保した結果、その合計額が予算の範囲を下回る場合でありかつ基準額を超える額の交付申請を行った団体が一の場合にあっては、予算の範囲内における残余额を、当該一の団体に再配分した額を交付するものとする。
- (4) 第1号により、団体ごとに基準額の範囲内の交付額を確保した結果、その合計額が予算の範囲を下回る場合でありかつ基準額を超える額の交付申請を行った団体が複数ある場合にあっては、予算の範囲内における残余额を、当該複数の団体に、交付申請額の比率に応じ再配分した額を交付するものとする。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）は、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。
- (6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (9) 上記の他、事業の実施については、令和7年度島根県地域自死対策強化

民間団体等事業実施要領の定めによるところとする。

(交付申請)

第7条 民間団体等は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式2による交付申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに知事に申請するものとする。

なお、補助事業者は、申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(交付の決定及び通知)

第8条 知事は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を決定するものとし、補助金の交付を決定したときは、当該民間団体等に対し別紙様式3により通知するものとする。

(補助金の概算払)

第9条 知事は、第2条に規定する目的を達成するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金等の全部又は一部を概算払いにより交付することができる。

(実績報告)

第10条 この補助金の実績報告は、民間団体等における当該年度の事業が完了したときは、令和8年5月末日までに（第6条第3号により、事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理後速やかに）、別紙様式4による報告書を知事に提出して行わなければならない。

なお、補助事業者は、第8条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定及び返還)

第11条 知事は、前条の事業実績報告に基づき交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限

を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う交付金の返還)

第12条 補助事業者は、第7条に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した場合に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合（仕入に係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は別紙様式1により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月末日までに知事に報告しなければならない。

なお、当該補助金の仕入に係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入に係る消費税等相当額を県に返還しなければならない。

附 則

第1条 この要綱は令和7年7月2日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表1 （第4条関係）

区 分	対象経費
(1) 電話相談事業	事業実施に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）、負担金、補助金等
(2) 自死遺族支援機能構築事業	

(別紙様式1)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

(所在地) ○○○○○○○○
(団体名) ○○○○○○
(代表者) ○○ ○○
(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令障第 号により交付決定があった令和 年度島根県地域自死対策強化民間団体等事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、島根県地域自死対策強化民間団体等事業補助金交付要綱の第6条第8号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条に基づく額の確定又は事業実績報告額

金 円

- 2 補助金の確定時に減額した仕入に係る消費税額

金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る消費税等相当額

金 円

- 4 補助金返還相当額

金 円

(※) 記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。

(別紙様式2)

第 号
令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

(所在地) ○○○○○○○○
(団体名) ○○○○○○
(代表者) ○○ ○○
(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金の交付申請について

標記について、関係書類を添えて次のとおり申請する。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費所要額調書（別紙1）
- 3 島根県地域自死対策強化民間団体等事業実施計画書（別紙2）
- 4 添付書類
 - (1) 定款、寄付行為、会則その他の団体の根本規則を記載した文書
 - (2) 歳入歳出予算（見込み）書抄本
 - (3) その他参考となる書類

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費所要額調書

島根県地域自死対策強化民間団体等事業に要する経費の支出予定額	補助金交付基準額	AとBを比較して 少ない方の額	補助金交付基準額を 超えて交付を要する額 (当該超える部分の額)	補助金所要額
(A)	(B)	(C)	(D)	(C + D)
円	円	円	円	円

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業実施計画書

事業名	事業内容	支出予定額
電話相談事業		(円)
		(内訳)
		(円)
		(内訳)
自死遺族支援機能構築事業		(円)
		(内訳)
		(円)
		内訳

(別紙様式3)

障第 号

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金交付決定通知書

(民間団体等 代表者) 様

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金については、島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也

1. 補助金の交付の対象となる経費は、交付要綱第4条に定める経費である。
2. 補助金の額は、次のとおりである。ただし、交付対象経費の内容が変更された場合において、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

補助金の額 金 円

3. この補助金は、交付要綱の第6条に掲げる事項を条件として交付するものである。
4. 補助対象事業に係る実績報告は、交付要綱第10条に定めるところにより行わなければならない。
5. この交付決定の内容又は条件に不服がある場合は、島根県補助金等交付規則第7条の規定により、この通知を受理した日から起算して7日以内に、申請の取り下げをすることができる。

(別紙様式4)

第 号
令和 年 月 日

島根県知事 丸 山 達 也 様

(所在地) ○○○○○○○○
(団体名) ○○○○○○
(代表者) ○○ ○○
(連絡先) ○○○○-○○-○○○○

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業費補助金の実績報告について

標記について、関係書類を添え次のとおり報告する。

- 1 交付精算額 金 円
- 2 事業実施経費精算書(別紙1)
- 3 事業実施状況調書(別紙2)
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算(見込)書抄本
 - (2) 関係する証拠書
 - (3) その他参考となる書類

事業実施経費精算書

事業実施に要した経費の実支出額	交付決定額	補助金受入済額
円	円	円

令和 年度 島根県地域自死対策強化民間団体等事業実施状況報告書

事業名	事業内容	支出済額
電話相談事業		(円)
		(内訳)
		(円)
		(内訳)
自死遺族支援構築事業		(円)
		(内訳)
		(円)
		内訳

※各経費にかかる証拠書の写しを添付してください。